

秦野市市税条例の一部を改正することについて

秦野市市税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 30 年 6 月 7 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

地方税法の一部改正により、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って市内中小企業等が取得した設備等について、固定資産税の課税標準に係る特例率を定めるため、改正するものであります。

秦野市市税条例の一部を改正する条例

秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 2 項中「附則第 3 9 項の表」を「附則第 4 0 項の表」に改め、同項を附則第 4 3 項とし、附則第 4 1 項中「附則第 3 8 項の表」を「附則第 3 9 項の表」に改め、同項を附則第 4 2 項とし、附則第 4 0 項中「附則第 3 7 項の表」を「附則第 3 8 項の表」に改め、同項を附則第 4 1 項とし、附則第 3 9 項を附則第 4 0 項とし、附則第 3 8 項の表以外の部分中「次項、附則第 4 1 項及び附則第 4 2 項」を「次項、附則第 4 2 項及び附則第 4 3 項」に改め、同項を附則第 3 9 項とし、附則第 3 7 項を附則第 3 8 項とし、附則第 3 4 項から第 3 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、附則第 3 3 項の次に次の 1 項を加える

3 4 法附則第 1 5 条第 4 7 項の条例で定める割合は、零とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 38 号 秦野市市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句等の整理によるものです。

新	旧				
<p>附 則</p> <p>1-33 (略)</p> <p><u>34</u> 法附則第 15 条第 4 7 項の条例で定める割合は、零とする。</p> <p><u>35-38</u> (略)</p> <p><u>39</u> 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>次項、附則第 4 2 項及び附則第 4 3 項</u>において同じ。）に対する第 31 条の規定の適用については、その軽自動車平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="219 1059 1072 1114"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p><u>40</u> (略)</p> <p><u>41</u> 法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する第 31 条の規定の適用については、その軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成</p>	(略)	(略)	<p>附 則</p> <p>1-33 (略)</p> <p><u>34-37</u> (略)</p> <p><u>38</u> 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>次項、附則第 4 1 項及び附則第 4 2 項</u>において同じ。）に対する第 31 条の規定の適用については、その軽自動車平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1198 1059 2051 1114"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p><u>39</u> (略)</p> <p><u>40</u> 法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する第 31 条の規定の適用については、その軽自動車平成 29 年 4 月 1 日から平成</p>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				

30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第38項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

4 2 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が初回車両番号指定を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第39項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

4 3 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が初回車両番号指定を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第40項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第37項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

4 1 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が初回車両番号指定を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第38項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

4 2 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第31条の規定の適用については、その軽自動車が初回車両番号指定を平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に受けた場合においては平成30年度分の、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第39項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

秦野市市税条例の一部を改正することについて

地方税法の一部改正により、生産性向上特別措置法の規定により本市が策定する導入促進基本計画に基づき認定した先端設備等導入計画に従って、市内中小企業等が取得した設備等に対する税制支援（固定資産税特例措置）を定めるため、次のとおり市税条例を改正するものです。

1 改正内容

認定先端設備等導入計画に従って、平成33年3月31日までに市内の中小企業等が生産性の向上を目的に取得した設備等について、3年度分の固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置として、特例率を「零」とするものです。

2 施行日

規則で定める日から施行します。

（参考）生産性向上特別措置法による支援の概要

